

令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(介護保険最新情報 Vol. 842)における岐阜県の取扱いについて

令和2年6月16日時点

Q1. 対象となる事業所は新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を行った事業所に限定されるか。

A 通常以上の感染予防対策を行った事業所であれば対象となる。

Q2. 適用はいつからのサービス提供分か。

A ~~事前の同意が必要となることから、本通知が発出された6月1日以降であり、かつ、利用者から同意を得た日以降。~~

6月提供分から。

なお、原則として初回のサービス提供日以前に利用者または家族から同意を得る必要があるが、利用者の家族が説明を求め、かつ当月中に家族と面談する予定が既に存在する場合等の、初回提供以前に同意を得ないことが家族との接触機会の減に寄与する場合であって、保険者の了解を得た場合であれば、初回提供日の後に同意を得ることは差し支えない。

Q3. 利用者の同意は口頭でよいか。

A 原則として文書による必要がある。文書による同意とは、事業所の説明日、説明者、説明内容、利用者若しくは家族の同意した日及び署名または押印のある書面(任意様式)を指す。

なお、文書によらない場合は、事前に保険者に理由を説明し了解を得ること。また、この場合であっても説明者の氏名、説明内容、説明日、同意日及び同意した者の氏名の記録を文書で残すこと。

Q4. 介護支援専門員との連携とはどのようなことか。

A 本取扱いによる請求をすること及び利用者から同意を得ていることを情報共有し、通所介護計画等と居宅サービス計画における提供回数等との整合性を図るとともに、給付管理表に反映するよう依頼すること。また、他サービスの利用状況を確認し、当該利用者の区分支給限度額について把握すること。

Q5. 「サービス提供回数を○で除した数と×回を比較して少ない方を算定できる」とあるが、サービス提供回数とは同意日以降の分に限られるか。

A ~~その通り。~~

当月提供分すべてが対象となる。